

名古屋港管理組合公報

令和7年8月1日
(金曜日)
第133号

目次

○放置自動車の廃物認定	1
○港湾施設の変更	1
○名古屋港ポートビル施設の変更	2

告 示

名古屋港管理組合告示第25号

名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成14年名古屋港管理組合条例第7号）第4条の規定に違反し、港湾施設等に放置されている自動車について廃物と認定するため、同条例第10条第3項の規定に基づき次のように告示する。

令和7年8月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

- 1 下記の自動車の所有者等は、令和7年8月15日までにこの自動車を撤去すること。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、廃物と認定し、管理者又は管理者の命じた者若しくは委任した者が、下記物件の所有者等の負担において処分を行う。
- 3 問い合わせ先 港営部港営課庶務係

整理番号	所在地	車種等	登録番号等	塗色
05 管 001	東海市元浜町56-1	日産 ルークス	名古屋582み3281	黒

名古屋港管理組合告示第26号

次の港湾施設は、令和7年7月5日から停止面積を変更した。

令和7年8月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地

変更前

用途区分を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位置	面積
飛島ふ頭南荷さばき地 (飛島南)	特 ^級	コンテナ貨物	飛島ふ頭東側	平方メートル 1㎡

変更後

用途区分を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位置	面積
飛島ふ頭南荷さばき地 (飛島南)	特 ^級	コンテナ貨物	飛島ふ頭東側	平方メートル 330㎡

名古屋港管理組合告示第27号

次の名古屋港ポートビル施設を令和7年8月1日より次のとおり変更する。

令和7年8月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 駐車場

変更前

(1) 30分につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略 称)	位 置	面 積
ガーデンふ頭駐車場 (ガー-P)	名古屋市港区港町地内	20,028㎡
ガーデンふ頭西駐車場 (ガー-西)	名古屋市港区西倉町地内	15,702㎡
ガーデンふ頭東駐車場 (ガー-東)	名古屋市港区港町101番地、101番地先	17,816㎡

備考 ガーデンふ頭西駐車場6,841㎡及びガーデンふ頭東駐車場874㎡については、(3)イの利用日指定の駐車場として供用する日以外の日に限り供用するものとする。

(2) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略 称)	位 置	面 積
ガーデンふ頭駐車場 (ガー-P)	名古屋市港区港町地内	20,028㎡
ガーデンふ頭北駐車場 (ガー-北)	名古屋市港区浜二丁目1203番	1,886㎡
入船駐車場 (入船-P)	名古屋市港区入船一丁目地内	2,799㎡

備考

1 ガーデンふ頭駐車場は、普通自動車を除く車両の利用の場合に限る。

2 ガーデンふ頭北駐車場及び入船駐車場2,799㎡については、(3)イの利用日指定の駐車場として供用する日以外の日に限り供用するものとする。

変更後

(1) 30分につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略 称)	位 置	面 積
ガーデンふ頭駐車場 (ガー-P)	名古屋市港区港町地内	20,028㎡
ガーデンふ頭西駐車場 (ガー-西)	名古屋市港区西倉町地内	15,702㎡
ガーデンふ頭西第二駐車場 (ガー-西第二)	名古屋市港区西倉町地内	5,897㎡
ガーデンふ頭東駐車場 (ガー-東)	名古屋市港区港町101番地、101番地先	17,816㎡

備考 ガーデンふ頭西駐車場6,841㎡及びガーデンふ頭東駐車場874㎡については、(3)イの利用日指定の駐車場として供用する日以外の日に限り供用するものとする。

(2) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略 称)	位 置	面 積
ガーデンふ頭駐車場 (ガー-P)	名古屋市港区港町地内	20,028㎡
ガーデンふ頭西第二駐車場 (ガー-西第二)	名古屋市港区西倉町地内	5,897㎡
ガーデンふ頭北駐車場 (ガー-北)	名古屋市港区浜二丁目1203番	1,886㎡
入船駐車場 (入船-P)	名古屋市港区入船一丁目地内	2,799㎡

備考

- 1 ガーデンふ頭駐車場及びガーデンふ頭西第二駐車場は、普通自動車を除く車両の利用の場合に限る。
- 2 ガーデンふ頭北駐車場及び入船駐車場2,799㎡については、(3)イの利用日指定の駐車場として供用する日以外の日
に限り供用するものとする。